

特別加入保険料算定基礎額表（月割早見表）

| 給付基礎額 | 保険料算定基礎額 | 特例による 1/12の額 (1ヶ月) | 加入期間別の保険料算定基礎額 | | | | | | | | | |
|--------|-----------|--------------------------|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | | 2ヶ月 | 3ヶ月 | 4ヶ月 | 5ヶ月 | 6ヶ月 | 7ヶ月 | 8ヶ月 | 9ヶ月 | 10ヶ月 | 11ヶ月 |
| 25,000 | 9,125,000 | 760,417 | 1,520,834 | 2,281,251 | 3,041,668 | 3,802,085 | 4,562,502 | 5,322,919 | 6,083,336 | 6,843,753 | 7,604,170 | 8,364,587 |
| 24,000 | 8,760,000 | 730,000 | 1,460,000 | 2,190,000 | 2,920,000 | 3,650,000 | 4,380,000 | 5,110,000 | 5,840,000 | 6,570,000 | 7,300,000 | 8,030,000 |
| 22,000 | 8,030,000 | 669,167 | 1,338,334 | 2,007,501 | 2,676,668 | 3,345,835 | 4,015,002 | 4,684,169 | 5,353,336 | 6,022,503 | 6,691,670 | 7,360,837 |
| 20,000 | 7,300,000 | 608,334 | 1,216,668 | 1,825,002 | 2,433,336 | 3,041,670 | 3,650,004 | 4,258,338 | 4,866,672 | 5,475,006 | 6,083,340 | 6,691,674 |
| 18,000 | 6,570,000 | 547,500 | 1,095,000 | 1,642,500 | 2,190,000 | 2,737,500 | 3,285,000 | 3,832,500 | 4,380,000 | 4,927,500 | 5,475,000 | 6,022,500 |
| 16,000 | 5,840,000 | 486,667 | 973,334 | 1,460,001 | 1,946,668 | 2,433,335 | 2,920,002 | 3,406,669 | 3,893,336 | 4,380,003 | 4,866,670 | 5,353,337 |
| 14,000 | 5,110,000 | 425,834 | 851,668 | 1,277,502 | 1,703,336 | 2,129,170 | 2,555,004 | 2,980,838 | 3,406,672 | 3,832,506 | 4,258,340 | 4,684,174 |
| 12,000 | 4,380,000 | 365,000 | 730,000 | 1,095,000 | 1,460,000 | 1,825,000 | 2,190,000 | 2,555,000 | 2,920,000 | 3,285,000 | 3,650,000 | 4,015,000 |
| 10,000 | 3,650,000 | 304,167 | 608,334 | 912,501 | 1,216,668 | 1,520,835 | 1,825,002 | 2,129,169 | 2,433,336 | 2,737,503 | 3,041,670 | 3,345,837 |
| 9,000 | 3,285,000 | 273,750 | 547,500 | 821,250 | 1,095,000 | 1,368,750 | 1,642,500 | 1,916,250 | 2,190,000 | 2,463,750 | 2,737,500 | 3,011,250 |
| 8,000 | 2,920,000 | 243,334 | 486,668 | 730,002 | 973,336 | 1,216,670 | 1,460,004 | 1,703,338 | 1,946,672 | 2,190,006 | 2,433,340 | 2,676,674 |
| 7,000 | 2,555,000 | 212,917 | 425,834 | 638,751 | 851,668 | 1,064,585 | 1,277,502 | 1,490,419 | 1,703,336 | 1,916,253 | 2,129,170 | 2,342,087 |
| 6,000 | 2,190,000 | 182,500 | 365,000 | 547,500 | 730,000 | 912,500 | 1,095,000 | 1,277,500 | 1,460,000 | 1,642,500 | 1,825,000 | 2,007,500 |
| 5,000 | 1,825,000 | 152,084 | 304,168 | 456,252 | 608,336 | 760,420 | 912,504 | 1,064,588 | 1,216,672 | 1,368,756 | 1,520,840 | 1,672,924 |
| 4,000 | 1,460,000 | 121,667 | 243,334 | 365,001 | 486,668 | 608,335 | 730,002 | 851,669 | 973,336 | 1,095,003 | 1,216,670 | 1,338,337 |
| 3,500 | 1,277,500 | 106,459 | 212,918 | 319,377 | 425,836 | 532,295 | 638,754 | 745,213 | 851,672 | 958,131 | 1,064,590 | 1,171,049 |

(2) 一般拠出金の算定方法

$$\text{一般拠出金} = \text{25年度の賃金総額} \times \text{一般拠出金率(1000分の0.02)}$$

「一般拠出金」とは「石綿による健康被害の救済に関する法律」により石綿（アスベスト）健康被害者の救済費用に充てるため、事業主のみなさまにご負担いただくものです。

労災保険に係る労働者分の賃金総額に、一般拠出金率を乗じて計算します。料率は業種を問わず、一律1000分の0.02です。

特別加入者や雇用保険のみ適用の事業主は申告納付の対象外です。一括有期事業の場合には、平成19年4月1日以降に開始した事業（工事）が対象です。

一般拠出金には概算納付の仕組みはなく、確定納付のみの手続きとなります。延納（分割納付）はできません。

年度途中の委託解除事業場について

平成25年度内委託解除により増減額訂正申告済みの事業場については、訂正申告時すでに一般拠出金算定済みのため、年度更新時に二重納付しないようにして下さい。

総コンシステムにおいては、一般拠出金算定済みの事業場について、拠出金申告書内訳に「納付済み」と表示され、拠出金額は0円で計算されます。

総コンシステム以外の方は、15ページの記載方法をご確認ください。

8 年度更新後の事務処理

(1) 労働保険料等を滞納している事業場がある場合

イ 労働保険料等滞納事業場報告

事務組合は、法定納期限までに労働保険料等の交付がされない事業場について、「労働保険料等滞納事業場報告書」(以下「滞納事業場報告」という。35 ページ参照)を作成し、下記の提出期限内(法定納期限経過後 15 日以内)に労働局に提出して下さい。

滞納事業場報告が提出期限までに提出されなかったり、徴定区分・金額欄等に記載誤りが見受けられます。提出の際は記載内容を確認のうえ、期限までに提出して下さい。

| 保 険 料 の 種 類 | 法 定 納 期 限 | 提 出 期 限 |
|-------------------|-----------------------|------------------------|
| 確定保険料及び第 1 期概算保険料 | 7 月 10 日 (9 月 6 日) | 7 月 25 日 (9 月 21 日) |
| 第 2 期 概 算 保 険 料 | 11 月 14 日 | 11 月 29 日 |
| 第 3 期 概 算 保 険 料 | 2 月 14 日 | 3 月 1 日 |

納期限・口座振納付日が休日の場合は翌営業日が納付日となります。 ()は、口座振替納付事務組合

ロ 労働保険料等納入事業場報告

委託事業場に係る滞納保険料等は、電話督促・訪問等により、その解消に努め、納付した場合はこれを 1 ヶ月ごとに取りまとめ、「労働保険料等納入事業場報告書」を作成し(36 ページ参照)翌月 10 日までに労働局に提出して下さい。

提出期限は「翌月 10 日まで」ですが、事務処理上なるべく期日を待たず速やかにご提出いただきますようご協力願います。

八 督促状の発行

所定の納期限までに納付しない労働保険料等がある場合は、「滞納事業場報告」等に基づいて、個々の滞納事業場ごとに作成した督促状を事務組合に送付します。

(この保険料等を以下「滞納保険料」という。)

(イ) 督促状受理後は、滞納事業場の「徴収及び納付簿」の「督促事項」欄に「金額」、「区分」、「受理年月日」、「通知年月日」及び「指定期限」を記入し、当該事業主に督促状を送付して下さい。

(ロ) 督促状に示す指定期限までに、滞納保険料が完納されないときは、年 14.6% (1 日あたり 0.04%) の割合で法定納期限の翌日から、完納日の前日までの延滞金が課せられますので、滞納保険料の交付を受けた場合には、直ちに納付して下さい。

ただし、平成 22 年 1 月 1 日以後に納期限の到来する保険料等に係る延滞金については、当該納期限の翌日から 2 月の間は、年 7.3% の割合又は特例基準割合のうち低い割合で、それ以降は年 14.6% の割合で課せられます。

(ハ) 督促を受けた概算保険料は、翌年度に支給される報奨金の定率額の算定基礎から除外されますのでご承知下さい。

平成 26 年 3 月差替

二 事故事業場報告書

委託事業場の倒産、事業主行方不明等で、かつ保険料の滞納のあるもの、若しくは、滞納のおそれのある場合至急労働局（労働保険徴収室）へ電話連絡のうえ、「事故事業場報告書」（37ページ参照）を労働局へ提出して下さい。

（2）申告後、委託事業場が増減した場合の事務処理

イ 新規委託及び委託替えの場合

事業主より保険関係成立年月日（委託年月日）からの「賃金等の報告」を速やかに求め、概算保険料の算定をするとともに、次の表の期日を厳守して、保険料の増額訂正申告後速やかに納付を行って下さい。

この場合、「概算保険料の増額訂正」のための「保険料申告書」・「申告書内訳」をセットにして提出して下さい。（記載例 40～41 ページ参照）

《提出期限等》

新規委託に伴う増額訂正申告書等の提出期限及び分割割合

| 委託年月日 | 提出期限 | 納期及び分割割合 | | |
|-------------|-------------|-----------|-----|-----|
| | | 第1期 | 第2期 | 第3期 |
| 4月1日～5月31日 | （年度更新時） | （当年度概算） | | |
| 6月1日～9月15日 | 9月30日 | | 1/2 | 1/2 |
| 9月16日～1月15日 | 1月31日 | | | 全額 |
| 1月16日～3月31日 | （翌年度の年度更新時） | （前年度確定不足） | | |

提出日及び納付日によっては、増額分が厚生労働本省より送付される納付書又は口座振替の納付額に反映されない場合がありますので、その際は事務組合において増額分の納付書を作成し納付してください。

ロ 委託解除の場合

事業廃止、個別への移行、委託替え等で委託解除した場合は、速やかに委託解除日までの「賃金報告」を求め、確定保険料および一般拠出金を算定する。

平成 26 年 3 月差替

確定保険料額が、年度更新時に申告された当該事業主に係る申告済概算保険料額を下回る場合は、「委託解除に伴う概算保険料の減額訂正」を行って下さい。

不足額が生じる場合は、「委託解除に伴う概算保険料の増額訂正」を行い、当該不足額を**増額訂正申告後速やかに納付**して下さい。

また、一般拠出金が算定される場合は、事務組合で年度更新まで保管せず、**増減額訂正申告後**その都度納付して下さい。

この場合、「増額訂正」若しくは「減額訂正」についても、「保険料申告書」・「申告書内訳」をセットにして提出して下さい。（記載例 42～43 ページ参照）

《提出時期等》

(2) 委託解除に伴う減額訂正申告書等の提出時期及び減額時期

| 提出時する時期 | 減額を割り振る時期 |
|-------------|-----------|
| 7月11日～9月30日 | 第2期・第3期 |
| 10月1日～1月31日 | 第3期 |

提出日によっては、減額分が厚生労働本省より送付される納付書又は口座振替の納付額に反映されない場合がありますので、その際は事務組合において減額後の納付書を作成し納付してください。

2. 注意事項

第1期の納付額は年度更新申告書で確定しますので、増減額訂正申告の対象とはなりません。

増減額訂正申告書等については、原則として各提出期限分を一括して提出してください。（新規委託及び委託解除の都度、提出する必要はありません。）

減額訂正により確定した一般拠出金については、原則として減額訂正申告後、直ちに納付してください。

増額訂正にかかる保険料等が各納期限までに納付できない場合は「労働保険料等滞納事業場報告書」の提出が必要です。

納付の際、納付書の住所等記載余白欄に「事業所枝番号」「徴定年度」等、納付の目的がわかるよう記載願います。

平成 26 年 3 月 差替

9 船員保険制度について

船員保険制度のうち労働者災害補償保険制度及び雇用保険制度に相当する部分が労働保険に平成 22 年 1 月 1 日から統合されたことに伴い、船員法に規定される船員が雇用される事業（以下、「船舶所有者の事業」という。）が、労働保険の保険料の徴収等に関する法律の適用を受けることとなります。

適用関係

船員を雇用する事業については、それ自体を独立した事業として取り扱います。このため、同じ事業主との雇用契約の下、船員と船員でない労働者との雇用管理が 1 つの施設内で行われている場合であっても、適用事業所としてはそれぞれ別々に設置させることとなります。従って、1 つの適用事業所の中に、船員と船員でない労働者とが混在して被保険者となることはありません。

* 都道府県及び市町村等が所有する船舶に乗り組む船員については 2 元適用となります。

保険料率（参考 8 ページ）

船舶所有者の事業の労災保険料率は 50/1000（一人親方の保険料率も 50/1000）。

雇用保険料率は 13.5/1000（船舶所有者負担 8.5/1000、被保険者負担 5/1000）。

労働保険番号

船舶所有者の事業の新規事務委託に対しては、従来の「末尾 0」の枝番号を振り出すことなく、新たな労働保険番号にて事務委託をする必要があることから「労働保険事務組合労働保険番号（基幹番号）追加付与願」を提出し、新たな基幹番号が必要となります。

* 従来の末尾「0」と船員雇用事業の末尾「0」の別々の労働保険番号を持つこととなります。

雇用保険料免除対象者の経過措置

船舶所有者の事業における雇用保険の免除対象年齢は、従来の免除対象年齢と異なり、平成 31 年度までに 59 歳から 64 歳まで段階的に引き上げられます。

船舶所有者の事業における高年齢労働者の免除対象者

| 年度更新 | 免除年度 | 年齢 | 生年月日 |
|----------|-------------------|----------|------------------------|
| 平成 26 年度 | 平成 25 年度確定保険料から免除 | 満 61 歳以上 | 昭和 27 年 4 月 1 以前に生まれた者 |
| | 平成 26 年度概算保険料から免除 | 満 62 歳以上 | 昭和 27 年 4 月 1 以前に生まれた者 |

平成 26 年 3 月差替

(ロ) 路面標識等の表示を行う事業(路面表示)は、道路付属施設を設置する工事として建設事業として扱い、『その他の建設事業』の保険率が適用されます。

(ハ) 主として既設建築物の内部において各種設備工事(「機械装置の組立て又は据付けの事業」は除く。)を行う事業及び室内の塗装、建具の取り付け、その他の内装工事を行う事業は、『既設建築物設備工事業』に該当します。主として外部において高所作業により既設建築物の設備工事を行う事業、また、建築物の新設に伴う内部設備工事業及び内装工事業は、たとえ分割発注であっても『建築事業』の保険率が適用されます。

(2)「一括有期事業総括表」の記載要領 61 ページ記載例 7

確定保険料の算定は、「一括有期事業総括表」を作成し、事業の種類ごと及び該当する労務費率ごとに保険料を算出していきますので、「一括有期事業報告書」に記入した金額を「一括有期事業総括表」に転記し、該当する事業の種類及び労務費率の欄で計算して下さい。

これによって算出した保険料の総額が、平成 25 年度の確定保険料額となりますので、「一括有期事業報告書」は「一括有期事業総括表」に必ず添付のうえ、労働局又は監督署に提出して下さい。

~~なお、元請工事が無かった場合でも、「平成 24 年度は元請工事なし」と記載し、必ず提出して下さい。~~

イ 「請負金額」欄は、「一括有期事業報告書」に記入した「請負金額の内訳(請負金額)」欄の小計した額を(事業の種類及び労務費率ごとの)それぞれ該当する欄に記入して下さい。

ロ 「賃金総額」欄には「請負金額」に労務費率を乗じた額を記入しますが、同欄の額には、千円未満の端数を切り捨てた千円単位の額で記入します。

ハ 「保険料額」欄は、メリット制の適用がない場合に使用し、保険料申告書内訳の確定欄には賃金総額の合計及び保険料額の合計を転記します。

ニ 「メリット料率」欄は、「労災保険率決定通知書」により、平成 25 年度における増減率を確認して算出し、保険料申告書内訳の確定欄には保険料額の合計を記入します。

ホ 「特別加入保険料」は、平成 25 年度内において該当した者の算定基礎額により、主たる事業の労災保険率で算出します。

ヘ 平成 26 年度概算の主たる事業の種類は、平成 25 年度確定の最も賃金総額の多い事業の種類
の労災保険率を適用します。

(3) 木材伐出の事業に係る「一括有期事業報告書」の記載要領 62 ページ記載例 8

イ この報告書には、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に終了した木材伐出の事業であって、事業開始時に概算保険料の額が 160 万円未満、かつ、素材の生産量が 1,000 立方メートル未満のものについて記入して下さい(前年度よりの繰越事業を含む。)

また、一括有期事業開始届(木材伐出業)を提出した事業が事業終了時に規模等の変更により、この基準を超えている場合であっても一括有期事業の対象となります。